



修学旅行における 新型コロナウイルス対策について

<第1版 2020年6月30日>



感動のそばに、いつも。 **JTB**

株式会社JTB 新潟支店

宿泊行事における感染防止対策

3つの密を回避した感染防止策が、宿泊行事実施のための最優先事項と位置づけます



感染症対策

文部科学省発表の『新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ & A』（2020.05.13）及び、新型コロナウイルス感染症対策専門家会議の提言を受けて、業界団体である日本旅行業協会発表（JATA）の『新型コロナウイルス対応ガイドライン』（2020.05.14）に従い、適切な感染防止対策を講じることを最優先に、宿泊行事実施に向けた準備を進めていきます。

学校との打ち合わせ

- 非対面主体の打ち合わせ
- 対面打ち合わせ時のマスク着用
- 実施判断基準の打ち合わせ
- 生徒の体調管理方法の共有
- 社員の感染防止対策の徹底
- 旅行先管轄関係機関の把握



旅行サービス提供機関の選定

- 座席配置における配慮
- 乗下車時の密集防止
- 過度な密集を防ぐ部屋割
- 待機・隔離部屋の確保
- 適切な食事提供方法
- 大浴場の同時利用制限
- 小グループ分割での入場



旅行中の感染防止対策

- 旅行中のマスク着用
- 集合時の体温申告・検温
- 手洗い手指消毒の徹底
- 一日複数回の体調管理

🚫 JTBではマスク・除菌用品・フェイスシールド・飛沫防止パーテーション等を取り揃えています。



旅行中の感染疑い時の対応

- 発熱基準の設定
- 病院搬送時の体制の決定
- 濃厚接触者の適切な隔離
- 濃厚接触者の帰宅対応
- 旅行団・支店・本社対応



旅行中の発症時の対応

- 保健所の指示に従う
- 感染者入院への対応
- 保護者と引取方法の調整
- マスコミ対応



旅行終了後の対応

- 参加者帰宅後の健康観察



それぞれの項目において、より詳細なガイドラインを作成しております。（随時更新）

安全対策について（JR：新幹線）

交通輸送 鉄道関連 安全性への取り組み例

【JR東海（例）】新幹線における新型コロナウイルス対応

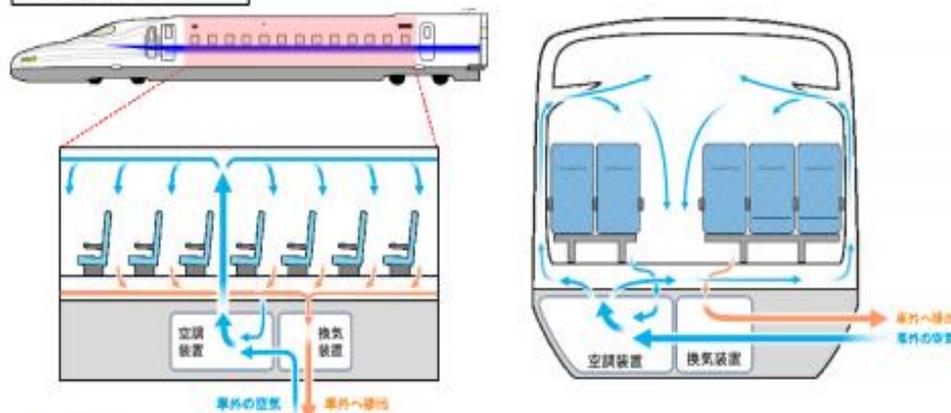


密閉対策について

<車内換気>

空調・換気装置により、常に外の空気との入れ替えを実施しており、計算上では、約6～8分で車内の空気が新しい外の空気と全て入れ替わります。

空気循環イメージ



こまめな消毒の実施

- 駅や車内では、お客様の手が触れやすい場所を中心に、消毒液を使用した清掃を定期的に行っています。
- 車両清掃時の消毒では、トイレのドアノブ・座席のテーブルやひじ掛け等、お客様が触れやすい箇所を定期的に消毒しております。
- 駅社員・乗務員は、感染防止のためマスク着用、手洗いを励行しています。

お客様へのお願い

- ご乗車の際は、マスクの着用をお願いいたします。体調の優れないお客様は、ご乗車をご遠慮ください。
- 車内での会話は控え目をお願いいたします。
- 座席を回転して対面でのご利用はお控えください。
- デッキをご利用の際は、周りのお客様へご配慮いただくとともに、飲食はご遠慮ください。新幹線にご乗車のお客様に対して、車内放送等をお願いしています。

安全対策について（飛行機）

交通輸送 航空関連 安全性への取り組み例

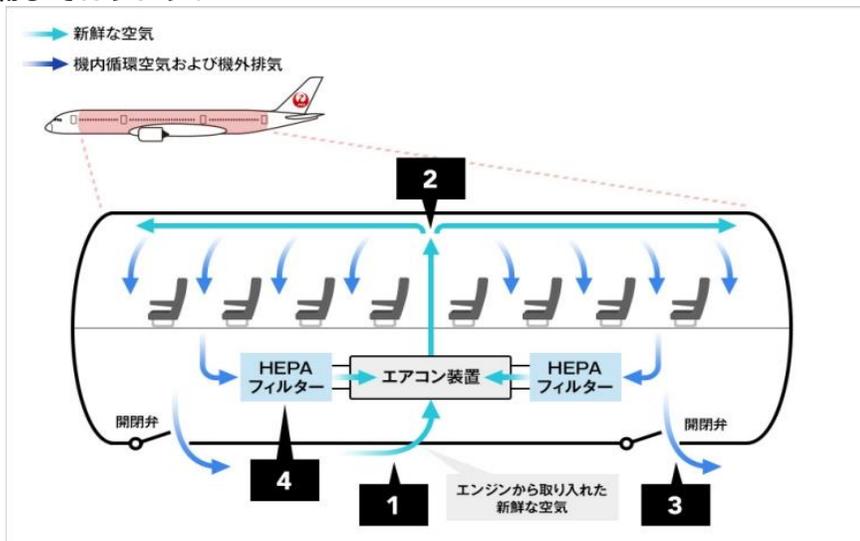
【JAL・ANA】 飛行機における新型コロナウイルス対応



機内空気循環について

<機内換気>

常に機外から新しい空気を取り入れ機内で循環させ、その後、機外へ排出することにより、概ね2～3分ですべて入れ替わる仕組みになっています。また、すべてのジェット機には高性能空気フィルターを装備しております。



従業員の対応

- 日本での夜間整備において、テーブル、ひじ掛けなどお客様の手が触れる部分をアルコールを用いて消毒しております。
- 空港内に手指用の消毒液・除菌液等を設置致します。
- 従業員はマスク(一部フェイスシールドやゴーグル、手袋等)を着用致します。
- 機内サービスを一部休止、簡素化しております。

お客様へのお願い

- 空港及び機内においては、マスクを必ずご着用ください。
- 体調が優れないお客様、発熱などの症状があるお客様はご搭乗をお控えいただきますようお願い致します。
- 一部空港にて保安検査場もしくは搭乗時に検温を実施しております。
- 咳エチケット、大きな声での会話を控えて頂くなど、感染予防対策へのご協力をお願い致します。

【出典】日本航空HPより <https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/covid19center/>

全日本空輸HPより <https://www.ana.co.jp/ja/jp/topics/coronavirus-travel-information/> ※更新情報・詳細情報については、以下JR公式サイトをご確認ください。

安全対策について（バス）

交通輸送 バス関連 安全性への取り組み例

【公益社団法人日本バス協会など】 バス運輸における新型コロナウイルス対応



お客さまに関する主な対策

- バス車内に可能な限り手指消毒液を装備し、お客様が乗車する際に手指消毒をお願いする。
- バスの待合所、バスターミナルやバス車内において、バス利用者等に対し、アナウンスや掲示等により、マスク着用や手洗い励行等の感染予防対策を徹底すること、テレワークや時差通勤等に取り組むこと、会話を控えることや、他の乗客との距離をできるだけ空けること等呼び掛けるよう努める。
- 定員上、後部座席に着席可能である場合には、利用者に対して可能な限り後部座席に乗車するよう理解を求めよう取り組む。
- 主要ターミナル等屋内にあるバス停留所においてバス待ち列を作る際には、その施設の広さにおいて出来る限りのフィジカル・ディスタンスをとるよう協力を求めるとともに、可能であれば出入口等を開放し換気を行う。

従業員に対する対応

- 健康管理
 - ・可能な限り朝夕2回の体温測定を行い、発熱やせき等の症状がある者は自宅待機とする。
- 車両設備、器具
 - ・車両点検用工具などの共用器具を使用した際は、こまめに手洗い手指消毒を行うよう努める。
- 運行時
 - ・乗務員は、運行中はマスクの着用を徹底する。
 - ・エアコンによる外気導入や窓開け等の車内換気を行う。
 - ・利用状況を踏まえ、バス車内の一部の座席の使用を禁止することや続行便を運行すること等により、乗客と乗務員や乗客同士の間隔を空け、乗客と乗務員が安心できる車内環境を確保するよう努める。
- 感染者が確認された場合の対応
 - ・保健所、医療機関の指示に従い運行の実施等を判断する。・従業員が感染した旨を速やかに各地方運輸局等に連絡する。
 - ・感染者の行動範囲を踏まえ、感染者の勤務場所の消毒を行うとともに、必要に応じて、同勤務場所の勤務者に自宅待機をさせるなどの対応を検討する。
 - ・感染者の人権に配慮し、個人名が特定されないよう留意する。



JTB利用の主要バス会社対応一例

点呼項目	バス会社名		
	KM 観光バス	京都ヤサカ 観光バス	帝産 観光バス
車内アルコール消毒 (複数日利用の場合お客様下車後に実施)	○	○	○
車内に消毒液(除菌剤)の設置	○	○	○
走行中は外気導入モードでの換気	○	○	○
お客様下車(見学)中の換気	○	○	○
乗務員の検温	○	○	○
乗務員のマスク着用	○	○	○
乗務員のうがい・手洗いの徹底	○	○	○
その他独自対策	○	○	○

(2020年5月22日現在)

※左記は重要な箇所のみを要約した内容となっております。実際のガイドラインは14の大項目に分けられて詳細な指針が示されています。



【出典】公益社団法人日本バス協会 2020年5月14日発行『公益社団法人日本バス協会（バス）における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(第1版)』より

安全対策について（宿泊）

宿泊機関 旅館・ホテル 安全性への取り組み例

【日本旅館協会など】 宿泊施設における新型コロナウイルス対応



留意すべき基本原則について

- 従業員と宿泊客及び宿泊客同士の**接触をできるだけ避け、対人距離を確保**（できるだけ2mを目安に）
- 感染防止のための**宿泊客の整理**（チェックイン・アウト・ロビー、大浴場、食事処・レストラン等、多くの宿泊客が同時に利用する場所での感染防止）
- 入口及び施設内の手指の**消毒設備の設置・マスクの着用**（従業員及び宿泊者・入館者に対する周知）
- 施設及び客室の**換気・施設内の定期的な消毒**
- 宿泊客への定期的な**手洗い喚起**
- 消毒の要請・**従業員の毎日の体温測定、健康チェック**時に密にならないように対応。



浴場

- 入場人数の制限（更衣室）
- ドアノブ、セキュリティロック等の清拭消毒
- ドライヤー等備品の清拭消毒



など

客室

- 客室清掃時に、消毒剤（洗剤・漂白剤等）を使用
- コップ、急須、湯飲み等は消毒済みのものと交換
- 空調機を外気導入に設定



など

食事会場

- 参加人数、滞在時間の制限
- 席の間隔に留意
- 従業員のマスク着用・宿泊客に食事開始までマスク着用を要請
- 食事会場の換気強化



など

【出典】 全国旅館ホテル生活衛生共同業組合連合会・日本旅館協会・全日本シティホテル連盟 2020年5月14日発行『宿泊施設における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)』より
一般社団法人日本ホテル協会 2020年5月14日発行『ホテル業における新型コロナウイルス感染症・感染拡大予防ガイドライン』より

安全対策について（食事施設）

食事個所 食事個所での取り組み例

【日本フードサービス協会など】 飲食施設における新型コロナウイルス対応



新型コロナウイルス感染症防止対策 基本事項

- 食品の安全と衛生管理
- 店舗・施設等の清掃と消毒
- 従業員の健康チェックと個人の健康・衛生管理の徹底
- 社会的距離の設定と確保への工夫

お客様への具体的な安全対策

【入店時】

- 店舗入口には、**発熱や咳など異常が認められる場合は店内飲食をお断り**させていただく旨を掲示する。
- 店舗入口や手洗い場所には、手指消毒用に**消毒液（消毒用アルコール等）**を用意する。
- 食事中以外は**マスクの着用**をお願いする旨掲示する。
- 店内が混み合う場合は**入店を制限**する。
- 店内飲食やテイクアウトで順番待ちをする場合は、各人ができるだけ**2 m以上の間隔を空ける**ように誘導する（床に間隔を示すテープを貼るなど）。

【客席へのご案内】

- テーブルは、飛沫感染予防のためにパーティションで区切るか、できるだけ**2 m以上の間隔を空けて横並びで座れる**ように配置を工夫し、カウンター席は密着しないように適度なスペースを空ける。
- 少人数の家族、介助者が同席する高齢者・乳幼児・障害者等対面を希望する場合は、可能としてもよいが、**他グループとの相席は避ける**。



【テーブル・カウンターサービス】

- お客様が入れ替わる都度、**テーブル・カウンターを消毒**する。
- テーブル・カウンターサービスは、可能な範囲で従業員とカウンター席との間隔を保つ。お客様と従業員の会話の程度に応じ、**従業員のマスク着用**のほか、**仕切りの設置**など工夫する。
- 大皿は避けて、**料理は個々に提供**する、従業員等が取り分けるなど工夫する。
- **グラスの回し飲みは避ける**よう注意喚起する。
- 個室は、**十分な換気**を行う。



【会計処理】

- 食券を販売している店舗は、券売機を定期的に**消毒**する。
- 会計処理に当たる場合は、可能であれば、電子マネー等の非接触型決済を導入する。現金、クレジットカード等の受け渡しが発生する場合には、コイントレイ（キャシュトレイ）などを使用する。またコイントレイは定期的に消毒する、会計の都度手指を消毒するなど工夫する。
- レジとお客様の間に**アクリル板等の仕切りを設置**する。



【出典】 一般社団法人 日本フードサービス協会・一般社団法人 全国生活衛生同業組合中央会 2020年5月14日発行
『新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（改正）に基づく外食業の事業継続のためのガイドライン』より

安全対策について（代表的な見学地）

奈良 東大寺大仏殿

ご参拝の方へご協力をお願い

- ①アルコール消毒液による手指の消毒
- ②廻廊・室内でのマスク着用
- ③他の参拝者及び東大寺職員等との距離の確保
- ④おみくじ等の利用停止や柱のくぐり抜けの使用停止

以下の措置により、三密を避ける形でお参りいただきます。

- ①拝観時間の短縮 ➡ 大仏殿は通常通り7:30-17:30にて営業
- ②一時間当たりの室内(廻廊内)拝観者数の制限 ➡ 状況により
- ③最大限の換気



京都 三十三間堂

ご参拝の方へご協力をお願い

- ①アルコール消毒液による手指の消毒
- ②廻廊・室内でのマスク着用
- ③他の参拝者等との距離の確保
- ④発熱や体調の優れない方のご参拝の遠慮

以下の方針により、感染症拡大防止の対応を行います。

- ①職員のマスク・フェイスシールド着用、および手洗い・うがいの徹底
- ②手すり等、手の触れる場所の消毒。室内及び各所の換気
- ③密をさけるために入場者の制限➡状況により



安全対策について（旅行実施前の対応）

2020年5月14日に「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」発表と同時に**観光各業界のガイドライン**が発表になりました。それに基づきJTBでは以下の対応を行って参ります。

【なお、今回は第1版であり、今後の状況の変化により逐次、第2版以降の改訂が予定されております。】

前提条件：

【旅行会社】（JATAより）①旅行業者が手配する旅行サービス提供事業者は、原則として適切な感染防止対策を取っている事業者に限定する。

②適切な感染防止対策の実施を含めた旅程管理を行う。③感染状況に応じた適切な旅行先の選定に留意すること。

時期	確認項目		対応方・確認事項
実施前		リスク軽減	●行程内の接触感染、飛沫感染のリスクを評価（洗い出し）し、対応策を確認
		実施判断	●「実施判断基準」「欠席者基準」「取消料基準日」*誰が・どのような数値根拠を基に判断するか等 ●感染状況に応じた適切な旅行先の選定。目的地の感染状況や自治体が発信する情報の確認
		お客様体調管理	【出発前】 ●旅行参加まで体調管理と検温に努める ●感染予防対策として、マスク着用・手洗いうがいの励行
	保健所・医療機関	移動時	●各滞在地（見学地含め）での保健所・受け入れ病院を確認
		宿泊時	
		食事・見学時	
	保険		学校旅行総合保険の旅行参加者補償条項、学校補償条項により、対応

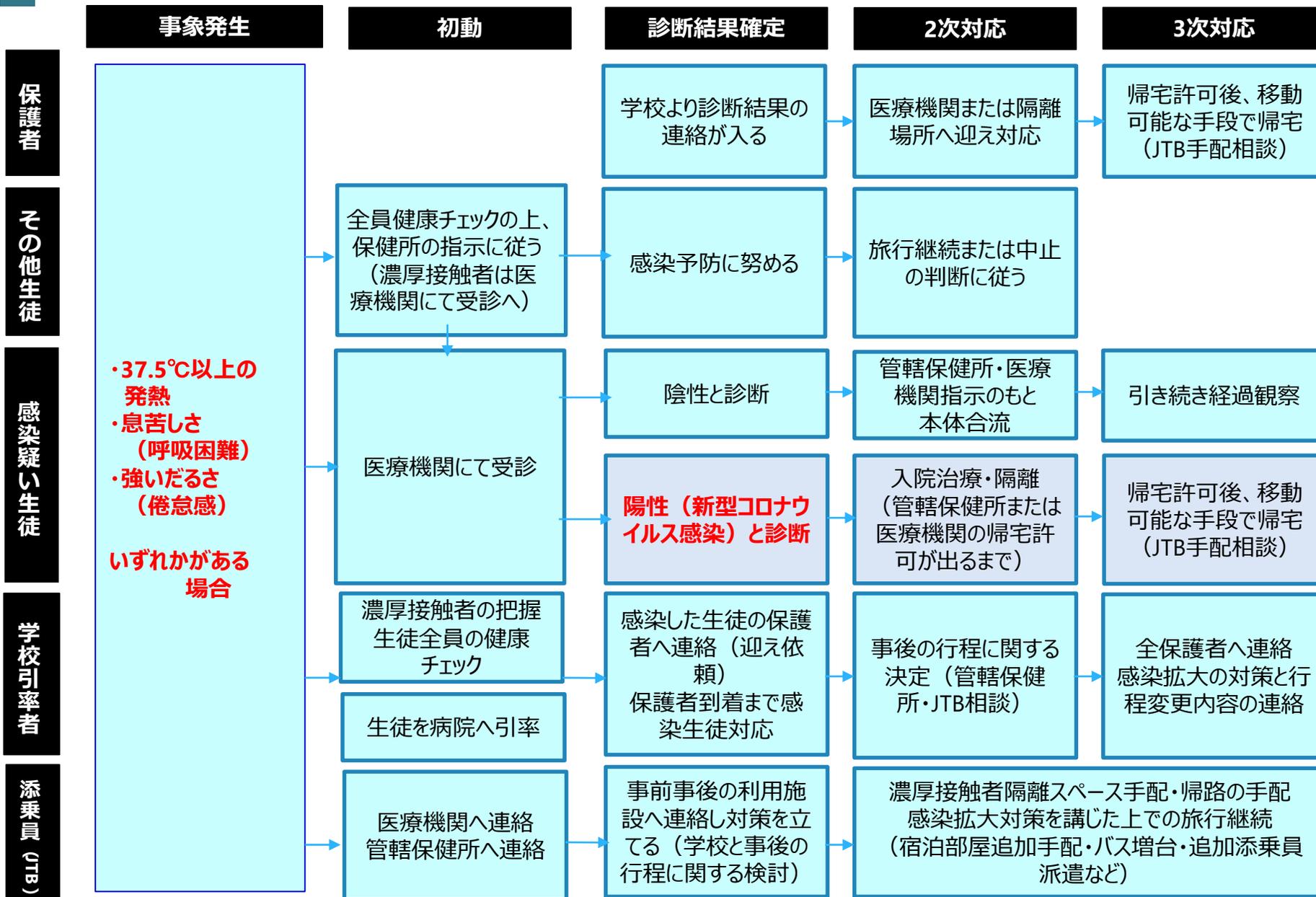
安全対策について（旅行実施中・旅行後の対応）

2020年5月14日に「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン(第1版)」発表と同時に**観光各業界のガイドライン**が発表になりました。それに基づきJTBでは以下の対応を行って参ります。

【なお、今回は第1版であり、今後の状況の変化により逐次、第2版以降の改訂が予定されております。】

時期	確認項目		対応方・確認事項
実施中	予防	集合時	●集合場所で検温し、37.5度以上の場合は帰宅を指示 ●マスク、手袋や体温計は各自持参のお願い
		旅行中	●マスク着用、手洗い、うがい、手指消毒がある場合は利用徹底 朝食前・昼食後・就寝前の検温を依頼
	発熱	感染疑い	<ul style="list-style-type: none"> ●発熱基準（37.5° 以上）を設け、参加代表者（責任者など）と相談の上、保健所の「帰国者・接触者相談センター」に連絡し、感染の疑いのあるお客様の状況や症状を伝え、その後は保健所からの指示に従う ●保健所の指示のもと該当者を救急車にて病院搬送する 同行者の可否も参加代表者と事前に相談しておく 添乗員は基本同行しない（濃厚接触者対応） ※発熱者は荷造りを行ったうえで病院へ向かう ●保健所の指示のもと濃厚接触者を隔離する （宿泊施設：隔離部屋）（移動中：別交通手段利用） ※濃厚接触とは：感染者に対し、必要な感染予防策をせずに手で触れる、又は対面で1m程度の距離で15分以上接触していた場合 ●発熱者・濃厚接触者の家族や身内への連絡は、参加代表者と確認相談し帰宅対応を行う ※帰宅対応方：公共交通機関の利用可否確認中 ●本部連携：感染疑い症例発生後、直ちに本部へリスク報告し、連携して対応を行う ※緊急対応派遣含め
	コロナ感染		<ul style="list-style-type: none"> ●引き続き保健所の指示に従う ●入院時、参加責任者と相談し帰宅対応を行う ●マスコミ対応が発生し得る状況の場合は参加代表者と相談し対応
実施後	アフターケア		<ul style="list-style-type: none"> ●参加者に対する2週間の経過観察（参加責任者との定期的な状況確認） 感染確認された場合は学校より保健所へ連絡

新型コロナウイルス感染の疑い発生時の対応（国内）



【保険のご案内】①学校旅行にかかわる保険の整理

学校旅行を安心して実施するためには、万全のご準備と、万が一の場合に備えた補償が必要不可欠です。学校旅行を取り巻くリスクは、大きく分けて下記の3つに分類されます。

- ① 事故発生時に学校が負担する緊急対応費用、賠償責任、弔慰費用等
- ② 旅行中の事故による旅行参加者のけが、個人賠償責任、救援者費用等
- ③ 交通機関のトラブルにより追加で発生する宿泊費、交通費、食事費といった予定外の支出

これらのリスクに対する備えとして、学校旅行総合保険、国内旅行保険、修学旅行変更保険、新幹線運休保険をおすすめいたします。国内旅行保険、修学旅行変更保険および新幹線運休保険は、地震もしくは噴火またはこれらによる津波といった天災によるケガや交通機関のトラブルにより追加で発生する費用に備える補償も付いており、より安心です。

保険種類	補償範囲	学校が抱える リスクに 備える補償	旅行参加者の 万が一に 備える補償	交通機関 トラブル	天災(地震・ 噴火・津波) 補償
学校旅行 総合保険	学校補償条項	○	—	—	—
	旅行参加者補償条項	—	○	—	—
国内旅行 保険	学校団体用天災 (地震・噴火・津波)補償*1セツト	—	○	—	○*1
修学旅行 変更保険	天災(地震・噴火・津波) 補償*1セツト	—	—	○ (国内線航空機)	○*1
新幹線 運休保険	天災(地震・噴火・津波) 補償セツト	—	—	○ (新幹線*2)	○

*1)天災(地震・噴火・津波)補償が付いていないプランもご用意しております

*2)新幹線、特急、急行料金を必要とする列車、または専用列車

【保険のご案内】②学校旅行総合保険について

①学校補償条項

こんな時、保険金をお支払いします

学校緊急対応費用	賠償責任	弔慰費用
旅行参加者に万一のことがあった場合に学校が負担する対応施設の借上費用、教員・家族の方の現地への派遣費用などをお支払いします。	国内旅行中の教員の不注意による事故に起因して、児童・生徒もしくは第三者の身体に傷害を与えたり、財物に損害を与えたことにより、学校が法律上の損害賠償責任を負担した場合にお支払いします。	国内旅行中に万一、旅行参加者がケガ・病気により死亡された場合には、学校が旅行参加者の法定相続人に対して支払う弔慰費用をお支払いします。

		ご契約タイプ			
		1	2	3	
学校補償条項 (ご契約金額)	学校緊急対策費用 (1名あたり)	30万円	50万円	100万円	
	賠償責任 (自己負担額10,000円)	身体障害	1名5,000万円	1事故10億円	
		財物損壊	1事故5,000万円		
	弔慰費用 (1名あたり)		50万円		
お支払いいただく保険料 (1名あたり) (保険のご契約期間)	日帰り	41円	56円	91円	
	2日(1泊2日)まで	44円	59円	97円	
	3日(2泊3日)まで	46円	62円	103円	
	4日(3泊4日)まで	49円	66円	108円	
	5日(4泊5日)まで	51円	69円	114円	
	6日(5泊6日)まで	53円	72円	120円	
	7日(6泊7日)まで	56円	76円	125円	

②旅行参加者補償条項

こんな時、保険金をお支払いします

傷害	個人賠償責任	救援者費用
旅行中の事故によるケガが原因で事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡、または後遺障害が生じた場合、治療のため入院をした場合に保険金をお支払いします。	誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負担した場合に、損害賠償金などをお支払いします。	旅行参加者に万一のことがあった場合に親族等(学校関係者を除く)の現地派遣費用などをお支払いします。

		ご契約タイプ		
		1	2	3
旅行参加者補償条項 (ご契約金額)	死亡・後遺障害*	1,000万円	2,000万円	3,000万円
	入院特別	入院期間により1万円~10万円		
	個人賠償責任 (自己負担額0円)	5,000万円		
	救援者費用	50万円		
お支払いいただく保険料 (1名あたり) (保険のご契約期間)	日帰り	215円	345円	475円
	2日(1泊2日)まで	231円	372円	513円
	3日(2泊3日)まで	247円	399円	551円
	4日(3泊4日)まで	265円	428円	591円
	5日(4泊5日)まで	282円	456円	630円
	6日(5泊6日)まで	298円	483円	668円
	7日(6泊7日)まで	315円	511円	707円

*「後遺障害追加支払」が含まれています。(後遺障害保険金をお支払いしている場合で、傷害を被った日からその日を含めて180日を経過した時点で生存されているとき、お支払いした後遺障害保険金の50%に相当する額を追加してお支払いするものです。)

緊急時対応の具体例（国内）【保険対応編①】

Q1. 旅行中、新型コロナウイルス感染症を発症した生徒の治療費は旅行保険で補償されますか？

A1. **いいえ。**旅行保険（国内旅行保険＊、学校旅行総合保険）で補償されるのは偶然のケガの場合のみです。新型コロナウイルス感染症は疾病であるため、旅行保険では補償対象となりません。必ず健康保険証をご持参ください。
＊ 国内旅行傷害保険特約セット普通傷害保険

Q2. 旅行中、新型コロナウイルス感染症を発症した生徒(注)の保護者が看護のために現地へ赴くための交通費および宿泊費は補償されますか？

A2. **学校旅行総合保険（旅行参加者補償条項）に加入の場合、「救援者費用」として下記費用が補償されます。**
（新型コロナウイルス感染症を発症した生徒1名につき2名分が限度となります）
・現地までの交通費（現地までの電車、航空機等の1往復分の交通費をいいます）
・現地および現地までの行程におけるホテル等の客室料（救援者1名につき14日分が限度となります。）
また、学校旅行総合保険（学校補償条項）に加入の場合も、「学校緊急対応費用」として、上記費用が補償されます。（学校補償条項については、生徒1名につき2名分の制限およびホテル等客室料の救援者1名につき14日分程度の制限はありません。また親族（法定相続人及び代理人）のほか教職員の派遣費用も補償されます。）

Q3. 旅行中、新型コロナウイルス感染症を発症した生徒(注)の看護のために現地へ赴いた保護者が現地で負担した交通費、通信費は補償されますか？

A3. **学校旅行総合保険（旅行参加者補償条項）に加入の場合、「救援者費用」として下記費用が補償されます。**
（合算で3万円が支払い限度となります。）また、学校旅行総合保険（学校条項）に加入の場合も「学校緊急対応費用」として、同様の費用が補償されます。

緊急時対応の具体例（国内）【保険対応編②】

Q4. 旅行中、新型コロナウイルス感染症を発症した生徒(注)への対応のために学校関係者が現地へ赴くための交通費および宿泊費は補償されますか？

A4. 学校旅行総合保険（学校補償条項）に加入の場合、「学校緊急対応費用」として下記費用が補償されます。

- ・学校関係者、生徒保護者等の現地までの交通費(現地までの電車、航空機等の1往復分の交通費をいいます)
 - ・現地および現地までの行程における学校関係者、生徒保護者等のホテル等の客室料
- ※旅行参加者補償条項のみ加入の場合、学校関係者については補償されないので注意が必要です。

Q5. 旅行中、新型コロナウイルス感染症を発症した生徒(注)への対応のために現地へ赴いた学校関係者が現地で負担した交通費および通信費は補償されますか？

A5. 学校旅行総合保険（学校補償条項）に加入の場合、「学校緊急対応費用」として上記費用が補償されます。（合算で3万円が支払い限度となります。）※旅行参加者補償条項加入の場合、学校関係者については補償されません。

Q6. 現地へ赴いた保護者および生徒が現地で負担した食事代は補償されますか？

A6. いいえ。保険による補償はされません。

Q7. 旅行中、新型コロナウイルス感染症を発症した生徒や接触した生徒を現地で延泊させるための宿泊費は補償されますか？

A7. いいえ。保険による補償はされません。

緊急時対応の具体例（国内）【保険対応編③】

Q8. 旅行中、新型コロナウイルス感染症を発症し、治療を継続中の生徒(注)を住居まで移送するための交通費は補償されますか？

A8. 学校旅行総合保険（旅行参加者補償条項）の「救援者費用」もしくは学校旅行総合保険（学校補償条項）の「学校緊急対応費用」で補償されます。（ただし、これによる相殺される〈負担しなくなる〉帰宅のための交通費がある場合には、その交通費は保険金から控除されます。）移送に伴い、医師や看護師付き添いを要する場合には、その費用も支払いの対象となります。

Q9. 生徒が現地で新型コロナウイルス感染症を発症し、現地滞在中に医師の治療を受けた後に完治しましたが、治療に時間を要したため復路で乗車予定だった交通機関に乗車することができませんでした。（注）別途、帰宅のための交通機関を手配するために負担した費用は補償されますか？

A9. 学校旅行総合保険（旅行参加者補償条項）に加入の場合、「救援者費用」として補償されます。但し、追加して支払った運賃に限ります。

(注)【学校旅行総合保険（旅行参加者補償条項の救援者費用、学校補償条項の学校緊急対応費用）で保険金が支払われる場合の条件】被保険者（補償の対象となる方）が、①旅行行程中に発病していること。②旅行行程中に医師の治療を受けていること。③その後に予定していた旅行が全く不能となった場合。

上記3点を全て満たした場合に補償対象となります。次のようなケースでは補償対象となりませんので注意が必要です。

- ・旅行前から症状のあった生徒が、旅行中に重篤化した場合→旅行前に発病している場合、①に当てはまらず、補償対象となりません。
- ・医師の治療は受けていないが、熱が出たので親族に迎えに来てもらった。その親族の現地までの交通費。→旅行行程中に医師の治療を受けていないため、②に当てはまらず補償対象となりません。

※この資料は、学校旅行総合保険（国内）の新型コロナウイルス感染症に係る補償内容の概要を抽出してまとめたものであり、商品全体のご説明を行うものではありません。事故が発生した場合の保険金支払いの可否につきましては、保険約款に従い個別に判断させていただきますようお願い申し上げます。

取扱代理店：(株)JTB 引受保険会社：ジェイアイ傷害火災保険 2020年5月作成 JI2020-45

相談窓口情報、帰国者・接触者相談センター情報

- 東京都
東京駅 千代田保健所 TEL : 03-5211-8175 平日 8:30~17:15
TEL : 03-5211-8167
品川駅 品川区保健所 TEL : 03-5742-9105 平日 9:00~17:00
新型コロナコールセンター TEL : 0570-550-571
- 神奈川県
新横浜駅 横浜市保健所 TEL : 045-664-7761 全日 9:00~21:00
新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル TEL : 045-285-0536
- 京都府
京都市役所 TEL : 075-222-3421 全日 24時間対応
京都府庁 TEL : 075-414-4726 全日 24時間対応
修学旅行相談窓口 TEL : 075-744-1308 平日 9:00~17:00
- 大阪府
大阪市保健所 TEL : 06-6647-0641 全日 24時間対応
- 奈良県
奈良県庁 TEL : 0742-27-1132 全日 24時間対応
- 滋賀県
滋賀県相談窓口 TEL : 077-528-3621 全日 24時間対応